

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月31日提出
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松田 庄平
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	村中 広司
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	H S B C タイ株式オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	当初申込期間（平成25年6月17日から平成25年6月27日まで） 500億円を上限とします。 継続申込期間（平成25年6月28日から平成26年9月19日まで） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

H S B C タイ株式オープン（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

① 当初申込期間：500億円を上限とします。

② 継続申込期間：5,000億円を上限とします。

※上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

① 当初申込期間：発行価格（購入価額）は、1口当たり1円とします。

② 継続申込期間：発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「(12) その他」に記載の＜照会先＞にお問い合わせください。その他、原則として計算日（基準価額が算出される日）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「タイ株」の略称で掲載されます。

（５）【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（６）【申込単位】

申込単位（購入単位）は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

（７）【申込期間】

① 当初申込期間：平成25年6月17日から平成25年6月27日まで

② 継続申込期間：平成25年6月28日から平成26年9月19日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の＜照会先＞にお問い合わせください。

※販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

（９）【払込期日】

① 当初申込期間

受益権の購入申込者は、当初申込期間中に、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。当初申込期間における発行価額の総額は、設定日（平成25年6月28日）、各販売会社から委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

② 継続申込期間

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額となります。

（10）【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

（11）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（12）【その他】

① 申込証拠金はありません。

② 日本以外の国・地域における発行はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」といいます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（振替口座簿）への記載・記録により行われますので、受益証券は発行されません。

＜照会先＞

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主として米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人^{*1}の投資信託証券への投資を通じて、タイ王国^{*2}の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

^{*1} ファンド名は「HSBC グローバル・インベストメント・ファンドータイ・エクイティークラスJ1 C」です。なお、略称は「HSBC GIF タイ・エクイティ」です。

^{*2} 以下、「タイ」といいます。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」^{*}に属します。

^{*}一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
	海外	不動産投信	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア		
	内外	その他資産 資産複合	不動産投信 その他資産(投資信 託証券(株式) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月) 日々 その他	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド ・オブ ファンズ	なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1）単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2）投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3）投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産（投資信託証券（株式））」は、投資対象資産による区分がその他資産（投資信託証券）で、投資信託証券への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記「商品分類」の「3）投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファンド・オブ・ファンズ」は、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

※ファンド・オブ・ファンズとは、証券投資信託及び不動産投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含む。）並びに証券投資法人及び不動産投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託（当該委託会社が自ら運用の指図を行う親投資信託の投資信託証券のみを主要投資対象とするものを除く。）をいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1) タイの株式等に投資します。

- ・「HSBC GIF タイ・エクイティ」およびETF（上場投資信託）への投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・タイ国内の企業 ・タイにおける事業活動がかなりの部分を占める企業
投資対象有価証券	・投資対象企業の株式 ・投資対象企業のNVDR ※NVDRとは、タイ株式における議決権なし保護預託証券（Non-Voting Depository Receipt）のことで、配当などの株主としての経済的な権利は保証されています。 ・投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等 ※預託証券とは、ある国の発行会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

- ・「H S B C G I F タイ・エクイティ」の投資比率を高位に保つことを基本に運用を行います。

※ E T F への投資比率の上限は、5 %程度とします。

（注）投資対象とする E T F は、i シェアーズ^(R) M S C I タイ・キャプト・インベスタブル・マーケット・インデックス・ファンドです。同ファンドは、タイの株式市場の動きに連動する投資成果を目指す米ドル建ての E T F です。（i シェアーズ^(R) は、ブラックロック・インクおよびその子会社の登録商標です。）

投資対象とする E T F の内容は、変更されることがあります。また、別の E T F に投資する場合があります。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 2) 「H S B C G I F タイ・クイティ」の運用は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントのアジアにおける拠点で行います。

- ・投資プロセス



- ・H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

《H S B C グループおよびH S B C グローバル・アセット・マネジメント》

H S B C グループの持株会社であるH S B C ホールディングスplcは、英国に本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる80を超える国と地域に約6,600の拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年の創業に遡ります。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

※上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（参考情報）

タイの概要

- ▶ タイは成長著しい東南アジアの中心に位置し、ビジネスや物流の重要な拠点となっています。
- ▶ タイと日本は、歴史的に政治・経済・文化など様々な分野で交流があります。



「ASEAN 経済共同体」の発足

- ▶ 東南アジア諸国連合(ASEAN)は、2015年に「ASEAN経済共同体」の発足を目指しています。これにより、様々な分野での規制緩和が進み、ヒト・モノ・カネの自由な移動が可能になります。



※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

「チャイナ・プラスワン」で再び脚光を浴びるタイ

- ▶ 1980年代以降、タイは日系企業の製造・輸出拠点として発展、ASEANの中では最も多く日本のメーカーが進出しています。
- ▶ 近年、中国における賃金上昇、労働争議などの事業リスクの分散のため、中国と並行した事業拠点を設立する動き（「チャイナ・プラスワン」）が強まっています。タイはASEAN諸国の中でも「チャイナ・プラスワン」の中心的存在になっており、タイへの直接投資額も増加しています。

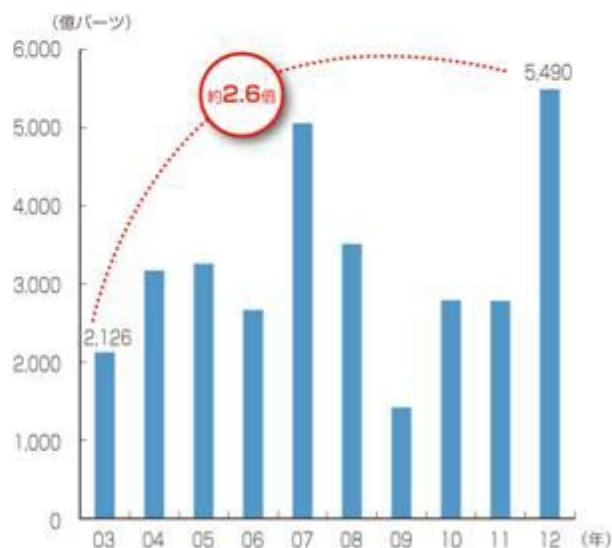
日本の製造業 現地法人数(2011年)



※グラフは表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

出所：東洋経済新報社 海外進出企業総覧2012のデータをもとにHSBC投信が作成

タイ向け対内直接投資額の推移
(認可ベース、2003年～2012年)



出所：タイ投資委員会のデータをもとにHSBC投信が作成

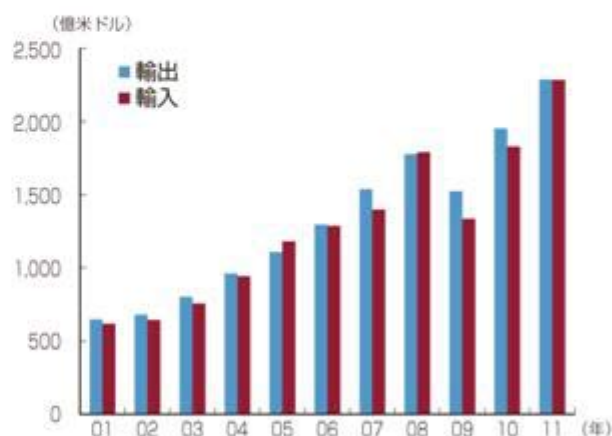
- ▶ タイの輸出品目は、エレクトロニクス、自動車、石油化学、天然ゴムなどの農産物など多岐にわたっています。
- ▶ タイの貿易は拡大基調にあり、「ASEAN経済共同体」の発足とともに一段の拡大が期待されます。

上位輸出品目(2011年)

順位	品目	構成比
1	コンピュータ・同部品	7.5%
2	自動車・同部品	7.4%
3	天然ゴム	5.8%
4	宝石・宝飾品	5.4%
5	精製燃料	4.4%
6	ポリエチレンなど	3.8%
7	ゴム製品	3.7%
8	化学製品	3.6%
9	電子集積回路	3.5%
10	コメ	2.8%

出所：JETROのデータをもとにHSBC投信が作成

貿易額の推移(2001年～2011年)



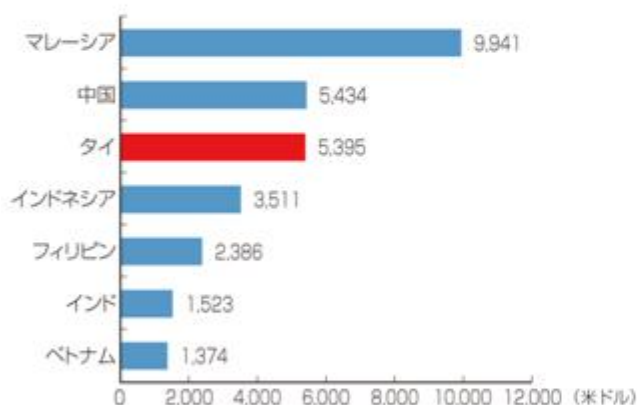
出所：世界貿易機関(WTO)のデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

所得向上による消費の拡大

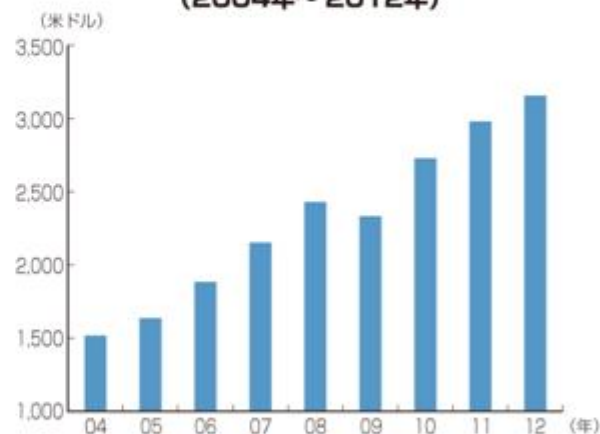
- ▶ タイの1人当たりGDPは5,395米ドルで、主要アジア新興国のなかでも相対的に高い水準にあります。
- ▶ 所得水準の向上により、個人の消費支出も増加基調です。

主要アジア新興国の1人当たり名目GDP
(2011年)



出所：IMF World Economic Outlook Database (April 2013) のデータをもとにHSBC投信が作成

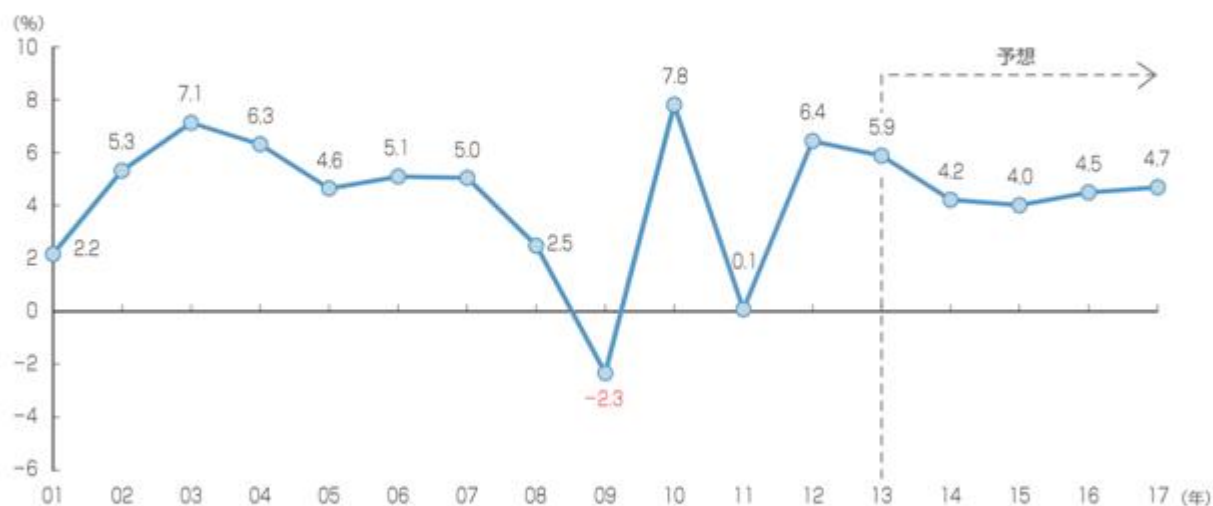
タイの1人当たり消費支出の推移
(2004年～2012年)



出所：Euromonitor InternationalのデータをもとにHSBC投信が作成

順調に回復するタイ経済

- ▶ タイ経済は、世界金融危機の影響を受けた2009年と洪水被害があった2011年に急減速したものの、その翌年はいずれも急回復しました。IMFの予想では、2013年は5.9%、2014年以降も4%を上回る経済成長が見込まれています。

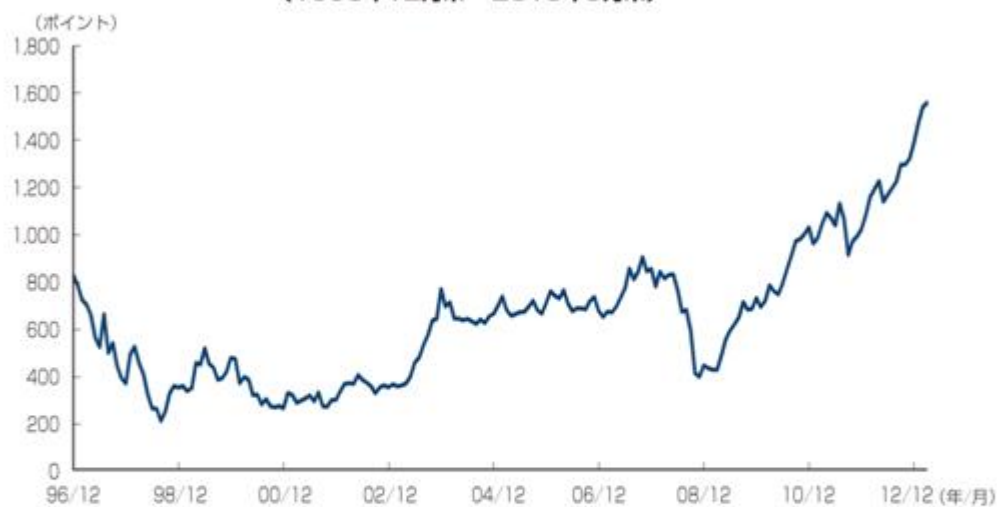


出所：IMF World Economic Outlook Database(April 2013)のデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

タイの株式市場

SET指数の推移
(1996年12月末～2013年3月末)



年間騰落率

1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年*
-55.2%	-4.5%	35.4%	-44.1%	12.9%	17.3%	116.6%	-13.5%	6.8%	-4.7%	26.2%	-47.6%	63.2%	40.6%	-0.7%	35.8%	12.2%

*2013年の年間騰落率は年初から3月末まで

※SET指数はタイ証券取引所(SET)によって算出され、当該指数に関する著作権はSETに帰属しています。

出所：ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

為替レートの推移

タイバーツの推移
(対円、対米ドル、1996年12月末～2013年3月末)



出所：ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

平成25年6月28日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

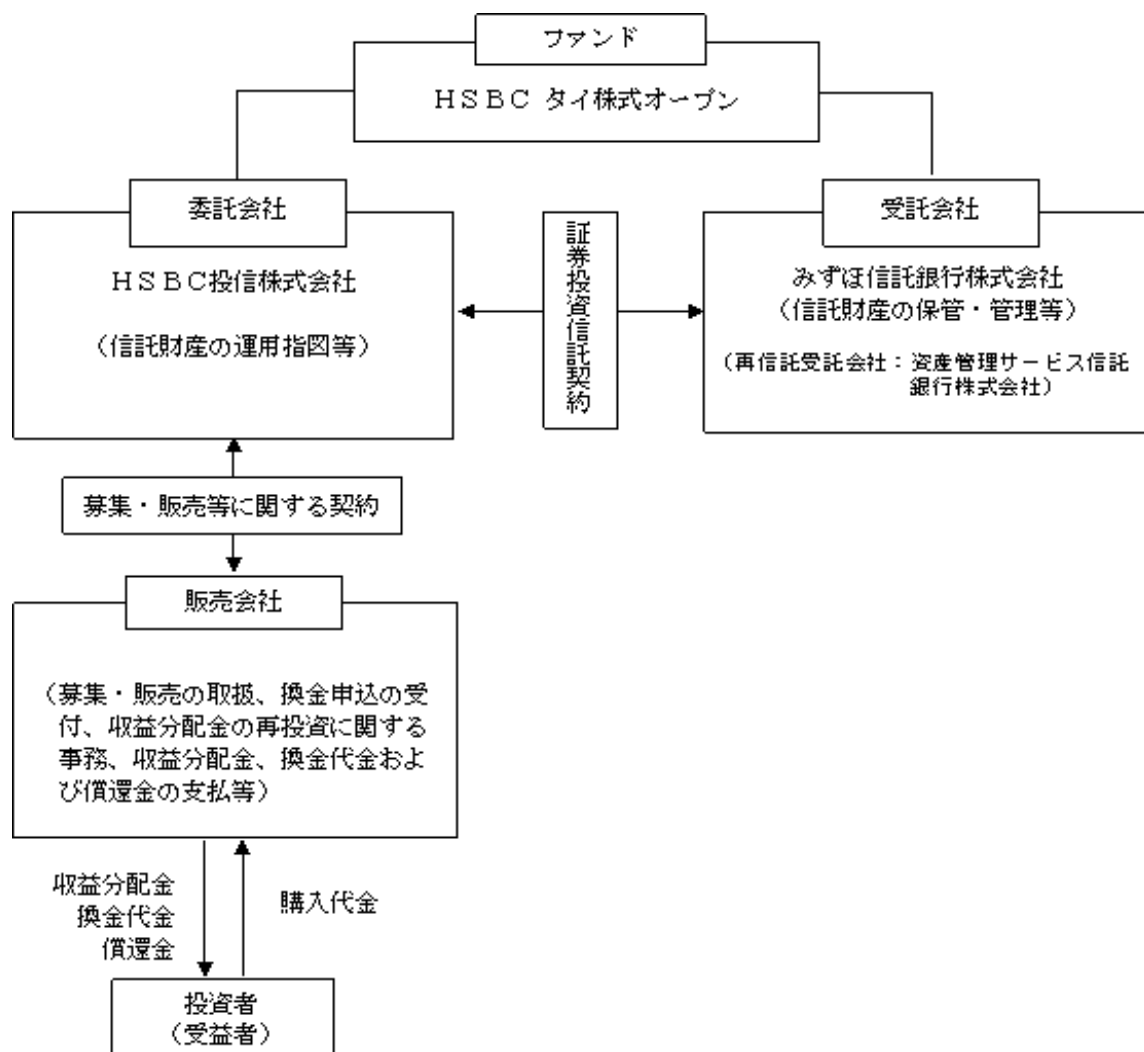
- ・当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。



* マネープールファンドの正式名は、「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」です。

② 関係法人の概要



＜委託会社が関係法人と締結している契約等の概要＞

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

③ 委託会社の概況

- 1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

昭和60年 5月27日 ワードレイ投資顧問株式会社設立
昭和62年 3月12日 投資顧問業の登録
昭和62年 6月10日 投資一任契約に係る業務の認可
平成 6年 2月17日 エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 4月24日 エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 6月16日 証券投資信託委託業の認可
平成15年 3月 1日 H S B C アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成17年 4月25日 H S B C 投信株式会社に商号変更
平成19年 9月30日 金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
H S B C グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス（バハマ）リミテッド	パハマ連邦 ニュー・プロビデンス州 ナッソー市 ワン・ベイ・ストリート、 センター・オブ・ユマース 306	2,100	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、E T F（上場投資信託）を除く投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視して行います。

選定基準①

「H S B C G I F タイ・エクイティ」

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致している点

「マネープールファンド」

余裕資金の運用を行うことにより、当ファンドの運用を円滑に行える点

選定基準②

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できる点

② 投資態度

- 1) 主に、タイの株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、タイの株式等

を主要投資対象とする E T F およびわが国の国債を中心とする投資信託証券にも投資します。

- 2) 上記 1) の投資信託証券等への投資にあたっては、タイの株式等を主要投資対象とする投資信託証券の組入れを高位に保つことを基本とします。なお、E T F の組入れは低位とします。
- 3) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 当初設定時および償還準備に入った場合、大量の設定または解約による資金動向、市況動向ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - イ.有価証券
 - ロ.約束手形（上記イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ.金銭債権（上記イ. およびロ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

- ② 投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「H S B C G I F タイ・エクイティ」、E T F および「マネープールファンド」に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記 1) の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 5) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3) の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ③ 投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認め

るときには、委託会社は、信託金を、前記１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

《参考情報》

当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要（１）

ファンド名	H S B C グローバル・インベストメント・ファンド・タイ・エクイティークラスJ 1 C
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	主としてタイの株式等に投資することにより、ファンドの中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	タイ国内の企業およびタイにおける事業活動がかなりの部分を占める企業の株式等を主要投資対象とします。
ベンチマーク	MSCI Thailand 10/40 [*] Net
決算日	年１回（毎年3月31日）
分配方針	原則として分配を行いません。
マネジメントフィー ^{**}	年0.60%
その他費用	有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディアンフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	ファンドの純資産額が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。

* MSCI Thailand 10/40は、M S C I 社（モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インク）が開発、計算する指数で、同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利はM S C I 社に帰属します。

** H S B C 投信株式会社は、当該ファンドの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

※ 上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要（２）

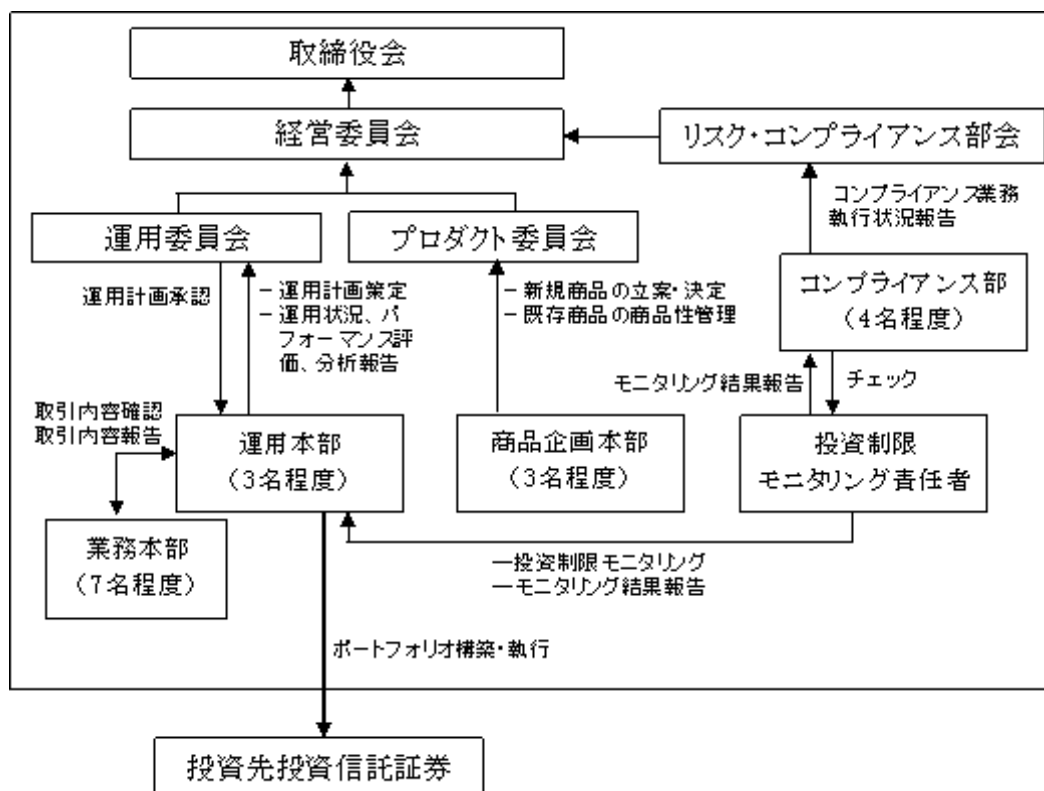
ファンド名	H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）
形態	わが国の証券投資信託／適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	国内外の公社債および短期金融商品
決算日	年１回（毎年3月10日、休業日の場合は翌営業日）
分配方針	年１回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配を行わない場合があります。
信託報酬	純資産総額に対して 年0.042%（税抜年0.04%）
その他費用	信託事務の諸費用等

委託会社	H S B C 投信株式会社
------	----------------

※上記（１）（２）の内容は本書提出日現在のものです。今後変更される場合があります。

※上記のほか、E T Fに投資する場合があります。その管理報酬等は、本書提出日現在年0.61%
です。

（３）【運用体制】



■ 当ファンドの運用

委託会社は、投資方針に基づき、投資する投資信託証券を選定し、投資信託証券を通じてファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

■ 当ファンドの運用管理体制

運用本部は、投資信託証券に投資することにより、運用します。

運用本部は、業務本部からの取引報告をもとに、運用内容のチェックを行います。

投資制限モニタリング責任者は、委託会社のシステムを通じ、当ファンドの運用方針どおりの運用を適正に行っているかを日々モニタリングします。

コンプライアンス部は、投資制限モニタリング責任者からモニタリング結果の報告を受け、チェックを行います。

■ 運用体制の監督機関

・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

・リスク・コンプライアンス部会

ファンド運営上のリスクマネジメント、コンプライアンス、法令遵守体制等のチェックを行います。

・経営委員会

上記委員会・部会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

■ 受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

■ ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしています。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

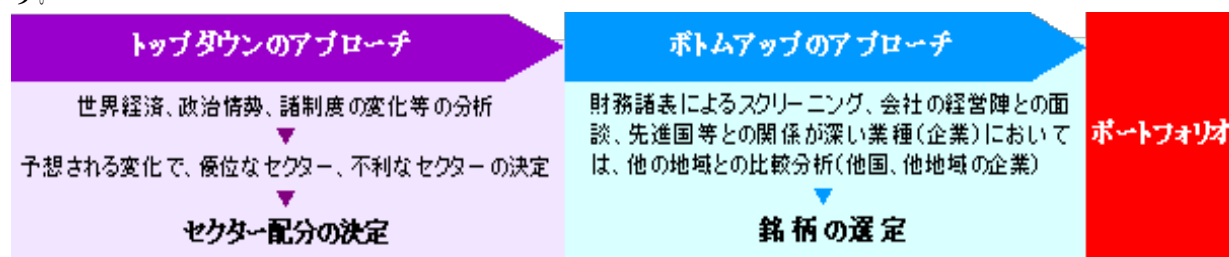
運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会では協議し、承認を受けなければならない。

＜H S B C グローバル・アセット・マネジメントの投資プロセス＞

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、H S B C 投信が属するH S B C グローバル・アセット・マネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析（トップダウン）と徹底した企業分析（ボトムアップ）を併用しています。



※運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

年１回の決算時（毎年6月20日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金については保証するものではなく、分配を行わない場合があります。

② 収益の分配方式

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金

税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して５営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払い開始日から５年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金

原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

<分配金に関する留意点>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一

部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

① 当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- １）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ２）投資信託証券以外への投資は投資信託約款の「運用の指図範囲等」で規定する範囲内で行います。
- ３）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ４）投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- ５）デリバティブの直接利用は行いません。
- ６）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ７）外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ８）有価証券売却等の指図
委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- ９）再投資の指図
委託会社は、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 10) 資金の借入れ
 - (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (d) 借入金の利息は信託財産より支払います。
- 11) 受託会社による資金の立替え
 - (a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - (b) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の

未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(c) 上記(a)および(b)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（投資先投資信託証券を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

① 基準価額の変動リスク

1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。基準価額の下落要因となります。

3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

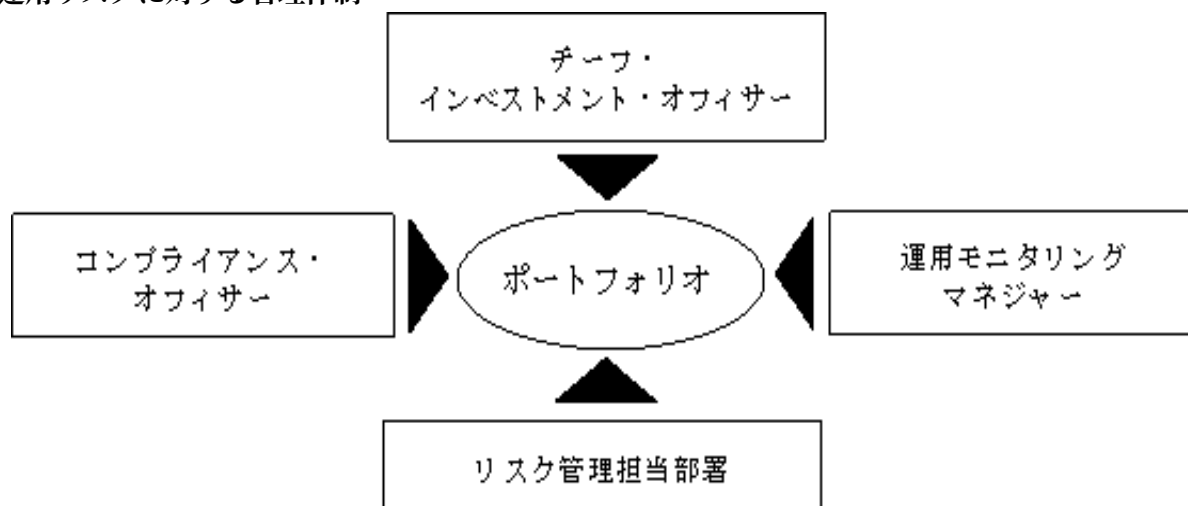
② 投資対象ファンドにかかわる留意点

投資対象ファンドの運用方針が、変更になる可能性があります。

③ その他の留意点

- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いは全て販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- 5) 当ファンドの効率的な運用が妨げられると委託会社が判断した場合（主要投資対象ファンドにおいて設定・解約の受付が中止あるいは取り消された場合等）には、購入・換金の申込受付を一時的に中止あるいは既に受け付けた申込みを取り消すことがあります。
また、大量の購入申込み等があった場合には、タイの株式等への実質的な投資に時間を要することがあります。
- 6) 当ファンドにおいて、主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には信託を終了します。

（２）運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。
- ・リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われております。

※運用リスクに対する管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額（当初申込期間は１口当たり１円、継続申込期間は購入申込受付日の翌営業日の基準価額）に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

（３）【信託報酬等】

① 運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2705%（税抜年1.21%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

② 信託報酬の支払い

上記①の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.441% （税抜年0.42%）	年0.7875% （税抜年0.75%）	年0.042% （税抜年0.04%）	年1.2705% （税抜年1.21%）

③ 投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬の他に、当ファンドが投資対象とする各投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該信託報酬等は各投資先投資信託証券の信託財産より支払います。

「H S B C G I F タイ・エクイティ」

マネジメントフィー	年0.60%
-----------	--------

※上記の数値は本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

※H S B C 投信株式会社は、当該ファンドの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

「マネープールファンド」

信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年0.042%（税抜年0.040%）
------	----------------------------------

※投資先投資信託証券（年0.60%程度（年0.042%～0.61%））を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.8705%（税抜年1.81%）程度となります。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には次のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。なお、当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

- ① 有価証券等の売買委託手数料
- ② 外貨建資産の保管費用
- ③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ④ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑤ その他の諸費用
 - １）投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - ２）有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - ３）目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - ４）信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - ５）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 - ６）当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - ７）当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑤記載のその他の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、受益者の負担とし、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年0.20%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして計上し、実際かかった諸費用を信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時その他の諸費用の年率を見直し、年0.20%を上限としてこれを変更することができます。

（参考）当ファンドが投資対象とする各投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これら費用は各投資先投資信託証券の信託財産から支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

「H S B C G I F タイ・エクイティ」

組入有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用、設立にかかる費用等

「マネープールファンド」

有価証券の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用、投資

信託振替制度に係る手数料および費用、法定書面にかかる費用、監査報酬等

※投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

① 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金について」をご参照ください。）

② 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

《個人の受益者に対する課税》

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成25年12月31日までは10.147%（所得税^{*} 7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税^{*} 15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成25年12月31日までは10.147%（所得税^{*} 7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税^{*} 15.315%および地方税5%）の税率となります。

3) 換金時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、換金時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

※ 平成26年1月1日より、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用になれます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

《法人の受益者に対する課税》

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税^{*}のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税^{*}のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

* 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

（注）上記の内容は平成25年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

当ファンドは、平成25年6月28日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、該当事項はありません。

（1）【投資状況】

該当事項はありません。

（2）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

該当事項はありません。

② 【分配の推移】

該当事項はありません。

③ 【収益率の推移】

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

当ファンドは、平成25年6月28日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、以下の①～④について該当事項はありません。なお、当ファンドはベンチマークを設けていません。

- ① 基準価額・純資産総額の推移
- ② 分配の推移
- ③ 主要な資産の状況
- ④ 年間収益率の推移

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

- (4) 【設定及び解約の実績】
該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

(2) 取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース^{*}があります。

「一般コース」……………収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」……………分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の申込単位は、1口単位となります。

^{*} 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

(3) 購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の申込単位は、1口単位となります。

(4) 購入価額

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

(5) 購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

(6) 購入申込受付不可日

購入申込日がタイの証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または香港の証券取引所の休場日で委託会社が定める日には、購入申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

① 購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。また、委託会社は、投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、購入申込の受付を制限することができます。

＊ やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

② 受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金申込（一部解約の実行の請求）

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（2）換金単位

販売会社によって異なります。

（3）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（4）換金手数料・信託財産留保額

換金手数料……………ありません。

信託財産留保額……換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

（5）支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

（6）換金申込受付不可日

換金申込日がタイの証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または香港の証券取引所の休場日で委託会社が定める日には、換金申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

① 換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3) 換金価額」に準じて計算された価額とします。

＊ やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

② 振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜当ファンドの主たる投資対象の評価方法＞

投資信託証券（国内籍）……原則として、計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）……原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は翌日の日本経済新聞朝刊に「タイ株」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の＜照会先＞にお問い合わせください。

＜照会先＞

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成25年6月28日から平成30年6月20日までとします。

ただし、後記「(5) その他」の①の(a)および(b)、②、③の(b)に該当した場合には、信託を終了することができます。また、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認められるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月21日から翌年6月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、第1計算期間は、信託契約締結日から平成26年6月20日までとします。また、最終計算期間の終了日は、上記「（3）信託期間」に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

① 信託契約の解約（繰上償還）

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、この投資信託において、その主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなる場合、または存続しないこととなる場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (c) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (d) (c)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除いた者をいいます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (e) (c)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (f) (c)から(e)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって（c）から（e）までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

② 信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがいます。
- (b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「⑤信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

③ 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が

辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。

- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤ 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

※平成25年11月25日以降、公告の方法は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.com/jp）に掲載する方法に変更の予定です。

⑦ 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとしします。

⑧ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」および「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

ん。

⑨ 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、償還日から起算して5営業日まで)から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

④ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等（併合を含みます。）を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

⑤ 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- ・当ファンドは、平成25年6月28日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、資産を有していません。
- ・当ファンドの会計監査は、有限責任 あずさ監査法人により行われる予定です。

1【財務諸表】

（1）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（2）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（3）【注記表】

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

当ファンドは、平成25年6月28日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情がある と判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金 495百万円

発行可能株式総数 24,000株

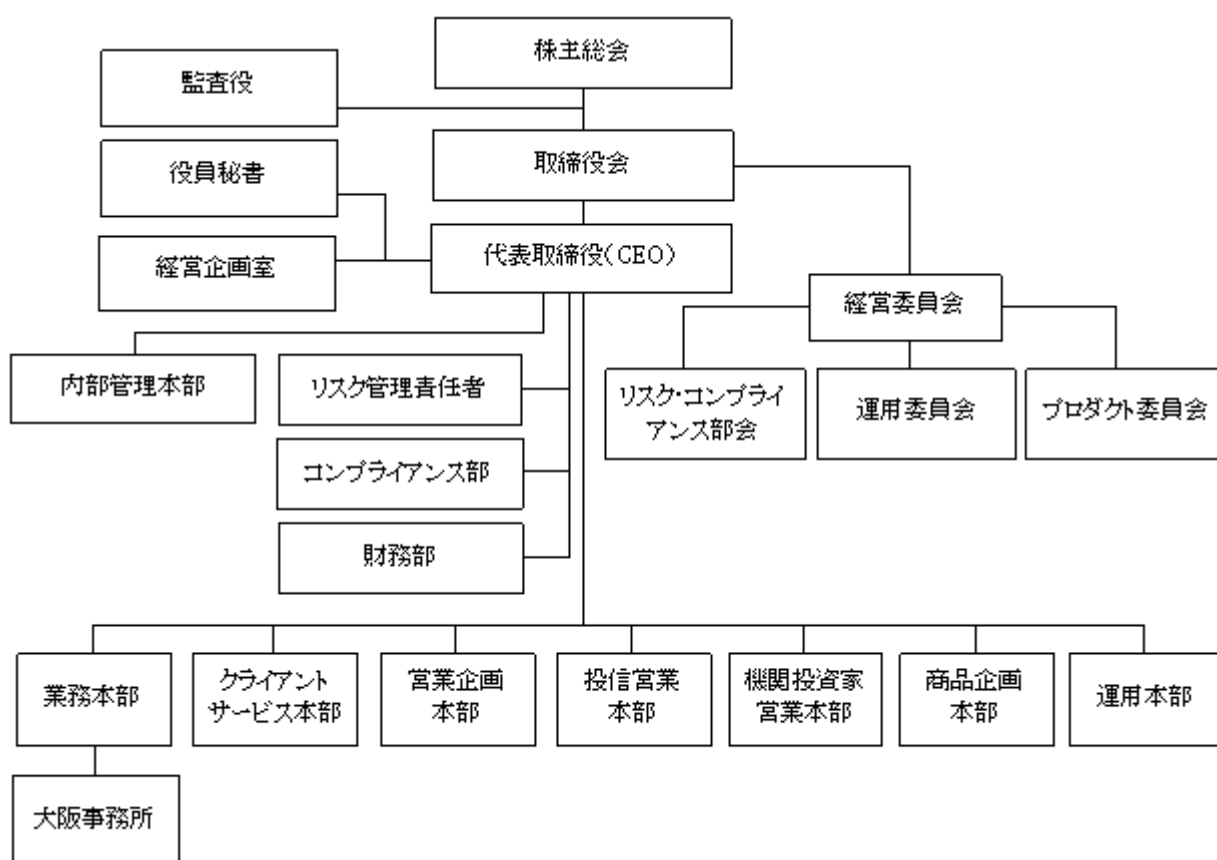
発行済株式総数 2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

① 組織図（本書提出日現在）



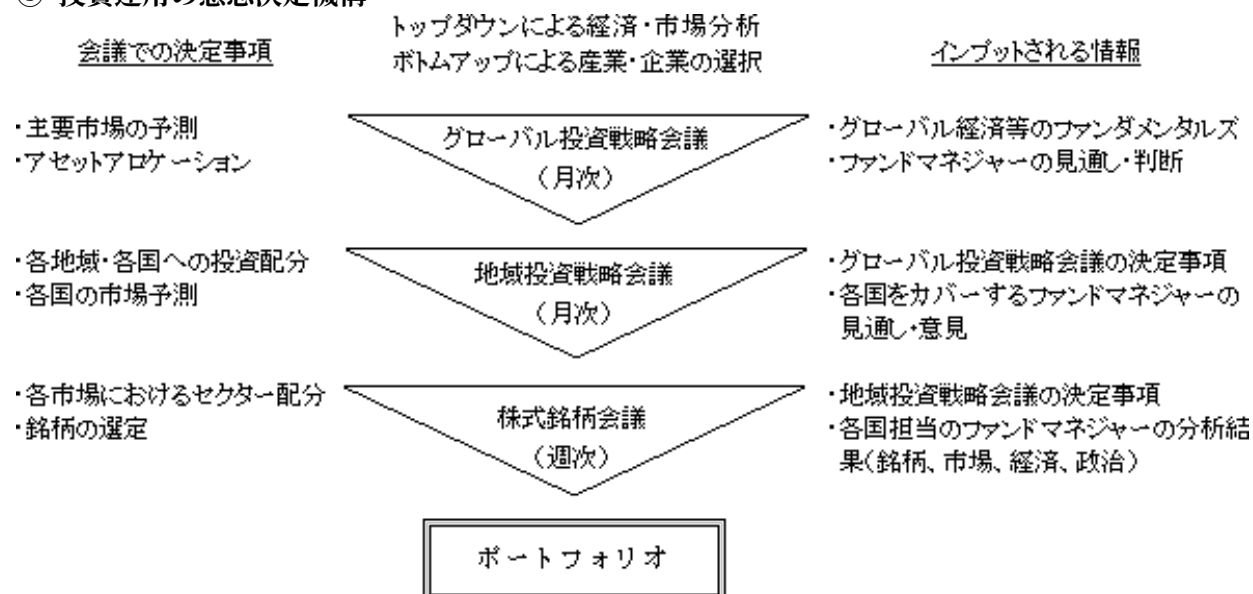
② 経営体制

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任します。

③ 投資運用の意思決定機構



2 【事業の内容及び営業の概況】

- ① 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。
- ② 平成25年4月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	39	691,599百万円
合 計	39	691,599百万円

3【委託会社等の経理状況】

- （１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- （２）当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- （３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
また、当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表についても、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
- （４）財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*4	7,169,735	*4	6,595,906
前払費用		6,089		7,317
未収入金		22,872		27,008
未収委託者報酬		1,337,973		1,933,315
未収投資助言報酬		17,560		14,826
未収収益		-		10,090
未収消費税等		-		50,169
繰延税金資産		182,176		78,144
流動資産計		8,736,407		8,716,778
固定資産				
有形固定資産	*1		*1	
建物附属設備		27,581		19,510
器具備品		5,779		4,415
有形固定資産計		33,360		23,925
無形固定資産				
商標権		991		891
無形固定資産計		991		891
投資その他の資産				
敷金		44,556		34,432
繰延税金資産		11,323		12,109
投資その他の資産計		55,880		46,542
固定資産計		90,232		71,359
資産合計		8,826,640		8,788,137
負債の部				
流動負債				
預り金		353		164
未払金	*4, 5	961,379	*4, 5	1,201,471
未払費用		840,730		521,412
未払法人税等	*2	1,101,898	*2	34,972
未払消費税等		167,507		-
賞与引当金		87,330		54,383
流動負債計		3,159,199		1,812,404
固定負債				
役員退職慰労引当金		24,673		28,449
固定負債計		24,673		28,449
負債合計		3,183,872		1,840,854

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,147,767	6,452,283
利益剰余金合計	5,147,767	6,452,283
株主資本合計	5,642,767	6,947,283
純資産合計	5,642,767	6,947,283
負債・純資産合計	8,826,640	8,788,137

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		14,640,091		10,597,411
投資助言報酬		90,651		72,649
その他営業収益		3,430		21,642
営業収益計		14,734,173		10,691,703
営業費用				
支払手数料	*2	6,120,220	*2	4,468,924
広告宣伝費		53,806		26,401
調査費				
調査費		18,226		24,259
委託調査費		2,770,320		1,972,758
調査費計		2,788,546		1,997,018
委託計算費		135,093		125,299
営業雑経費				
通信費		25,148		20,954
印刷費		185,681		135,410
協会費		5,796		7,922
諸会費		550		550
営業雑経費計		217,177		164,837
営業費用計		9,314,845		6,782,481
一般管理費				
給料 *2				
役員報酬	*1	67,091	*1	69,304
給料・手当	*3	669,223	*3	785,140
退職手当		54,787		58,725
賞与		273,379		197,543
賞与引当金繰入額		87,330		54,383
給料計		1,151,812		1,165,097
交際費		8,064		3,899
旅費交通費		25,718		25,291
租税公課		23,259		14,707
不動産賃借料		40,541		57,303
役員退職慰労引当金繰入		3,720		3,776
固定資産減価償却費		11,845		11,150
弁護士費用等		58,374		62,159
事務委託費	*2	210,555	*2	233,589
保険料		6,883		7,487
諸経費		100,165		71,295
一般管理費計		1,640,940		1,655,759
営業利益		3,778,387		2,253,462

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
営業外収益		
受取利息	3	1
為替差益	302	-
その他	102	180
営業外収益計	408	182
営業外費用		
為替差損	-	2,317
雑損失	461	39
営業外費用計	461	2,357
経常利益	3,778,334	2,251,287
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失計	0	-
税引前当期純利益	3,778,334	2,251,287
法人税、住民税及び事業税	1,627,707	843,525
法人税等調整額	△70,376	103,246
当期純利益	2,221,004	1,304,515

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	495,000	495,000
当期末残高	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,926,763	5,147,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,147,767	6,452,283
株主資本合計		
当期首残高	3,421,763	5,642,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,642,767	6,947,283
純資産合計		
当期首残高	3,421,763	5,642,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,642,767	6,947,283

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

2 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
建物附属設備	13,567	千円	21,638	千円
器具備品	9,553		12,533	

※ 2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
法人税	745,608	千円	21,466	千円
事業税	95,074		5,788	
地方法人特別税	106,604		3,009	
住民税	154,610		4,708	

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000	千円	1,000,000	千円
借入実行残高	-		-	
差引額	1,000,000		1,000,000	

※ 4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
預金	7,132,716	千円	6,540,154	千円
未払金	80,178		26,824	

※ 5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

（損益計算書関係）

※ 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	
取締役 年額	300,000	千円	300,000	千円
監査役 年額	50,000		50,000	

※ 2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
支払手数料	101,960 千円	114,466 千円
事務委託費	118,080	124,963
人件費等	94,650	51,301

※ 3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用相当額	106,826 千円	120,866 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	7,169,735	7,169,735	—
(2) 未収委託者報酬	1,337,973	1,337,973	—
(3) 未収投資助言報酬	17,560	17,560	—
資産計	8,525,269	8,525,269	—
(1) 未払金	961,379	961,379	—
(2) 未払費用	840,730	840,730	—
負債計	1,802,110	1,802,110	—

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	6,595,906	6,595,906	—
(2) 未収委託者報酬	1,933,315	1,933,315	—
(3) 未収投資助言報酬	14,826	14,826	—
(4) 未収収益	10,090	10,090	—
資産計	8,554,138	8,554,138	—
(1) 未払金	1,201,471	1,201,471	—
(2) 未払費用	521,412	521,412	—
負債計	1,722,884	1,722,884	—

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	1,284 千円	1,970 千円
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	10,039	10,139
未払金否認	32,783	31,247
未払費用否認	37,455	24,266
賞与引当金否認	35,533	20,671
未払事業税等	82,061	3,343
前払費用	2,209	2,063
繰延税金資産小計	201,366	93,702
評価性引当額	△7,866	△3,448
繰延税金資産の合計	193,500	90,254

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.7 %	40.7 %
評価性引当額	△0.0	△0.1
住民税均等割	0	0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	1.2
事業税段階税率端数調整	-	△0.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.2	42.1

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が7,083千円減額し、当事業年度に計上された法人税等調整額が7,083千円増加しております。

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	22,494百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の 預金・ 販売委 託契約 ・事務 委託、 役員の 兼任	*1 資金の 預入	※	預金	7,132,716
							*2 支払手 数料	101,960	未払 金	80,178
							*3 事務委 託	118,080		
							人件費等	94,650		

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	32,140百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の 預金・ 販売委 託契約 ・事務 委託、 役員の 兼任	*1 資金の 預入	※	預金	6,540,154
							*2 支払手 数料	114,466	未払 金	26,824
							*3 事務委 託	124,963		
							人件費等	51,301		

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	46,011	未払費用	38,148
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd *4	英国 ロンドン	17,800千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	68,252	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約	事務委託	27,925	未払費用	178,425
							*1 支払投資運用報酬	225,313		
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd *5	香港	5,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	749,164	未払費用	40,132
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd *6	香港	6,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	共通発生経費立替分	3,430	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	4,350	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	3,387千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	989	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	65,894	未払費用	29,379
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,633,381	未払費用	505,489
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,621千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	23,964	未払費用	4,126
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *7	パハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託	9,769	未払金	337,020
							人件費・事務所賃借料等	941,898		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *8	英国 ロンドン	119百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*2 支払手数料	12,598	未払金	10,849
							*3 事務委託	13,265		
							人件費等	25,751		

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 Halbis Capital Management (UK) Ltd.は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (UK) Ltd.に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- *5 Halbis Capital Management (HK)Ltd.は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd.に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- *6 Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd.に、平成23年3月1日付けで統合されました。
- *7 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*8 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	63,509	未払費用	15,722
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用 契約	事務委託 *1 支払投資 運用報酬	23,137 715,410	未払費用	151,702
同一の 親会社を 持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	*4	投資 運用業	なし	投資運用 契約	マネジメント フィー *1 支払投資 運用報酬	117 15,629	未収収益 未払費用	- -
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE) *4	フランス パリ	7,882千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用 契約	マネジメント フィー *1 支払投資 運用報酬	203 35,566	未収収益 未払費用	- 20,553
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万 ブラジル レアル	銀行業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	1,128,948	未払費用	287,889
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	77,203	未払費用	3,435
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Services Japan Limited *5	パハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託	*3 事務委託 人件費・事務所賃 借料等	3,730 1,144,746	未払金	371,139
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *6	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*2 支払手数料 *3 事務委託 人件費等	7,352 15,430 12,247	未払金	1,948
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニュー ヨーク	1,100米ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 その他営業収 益	21,642	未収収益	10,090

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 Sinopia Asset Management SAは、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (FRANCE)に、平成23年7月1日付けで統合されました。なお、Sinopia Asset Management SAは、統合されたため、期末時点での資本金又は出資金はございません。
- *5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*6 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	2,687,032.35円	3,308,230.02円
1株当たり当期純利益	1,057,621.14円	621,197.66円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
当期純利益（千円）	2,221,004	1,304,515
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,221,004	1,304,515
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

<中間財務諸表>

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (平成24年 9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	7,032,851
前払費用	5,838
未収入金	26,521
未収委託者報酬	1,935,368
未収運用受託報酬	535
未収投資助言報酬	13,194
未収収益	11,898
繰延税金資産	129,944
流動資産計	9,156,153
固定資産	
有形固定資産	*1
建物附属設備	15,634
器具備品	3,546
有形固定資産計	19,181
無形固定資産	
商標権	841
無形固定資産計	841
投資その他の資産	
敷金	34,432
繰延税金資産	13,921
投資その他の資産計	48,354
固定資産計	68,377
資産合計	9,224,530
負債の部	
流動負債	
預り金	99
未払金	*4 905,219
未払費用	474,052
未払消費税等	*2 9,550
未払法人税等	295,158
賞与引当金	173,978
流動負債計	1,858,059
固定負債	
役員退職慰労引当金	30,392
固定負債計	30,392
負債合計	1,888,451

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (平成24年 9月30日)
純資産の部	
株主資本	
資本金	495,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,841,078
利益剰余金合計	6,841,078
株主資本合計	7,336,078
純資産合計	7,336,078
負債・純資産合計	9,224,530

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,091,218
運用受託報酬		526
投資助言報酬		31,386
その他収益		11,898
営業収益計		4,135,029
営業費用		
支払手数料		1,711,554
広告宣伝費		17,185
調査費		
調査費		13,202
委託調査費		768,292
調査費計		781,495
委託計算費		57,805
営業雑費		
通信費		11,756
印刷費		59,541
協会費		3,080
営業雑費計		74,378
営業費用計		2,642,419
一般管理費		
給料		
役員報酬		35,547
給料・手当	*1	411,963
退職手当		6,779
賞与		28,318
賞与引当金繰入額		119,595
給料計		602,204
交際費		2,001
旅費交通費		15,666
租税公課		6,068
不動産賃借料		30,208
役員退職慰労引当金繰入		1,942
固定資産減価償却費	*2	4,794
弁護士費用等		31,030
事務委託費		133,639
保険料		4,638
諸経費		36,654
一般管理費計		868,849
営業利益		623,760

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成24年 4月 1日	
至 平成24年 9月30日)	
営業外収益	
受取利息	0
為替差益	235
その他	787
営業外収益計	1,024
営業外費用	
雑損失	3
営業外費用計	3
経常利益	624,781
税引前中間純利益	624,781
法人税、住民税及び事業税	289,598
法人税等調整額	△53,611
中間純利益	388,795

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	495,000
当中間期末残高	495,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,452,283
当中間期変動額	
中間純利益	388,795
当中間期変動額合計	388,795
当中間期末残高	6,841,078
株主資本合計	
当期首残高	6,947,283
当中間期変動額	
中間純利益	388,795
当中間期変動額合計	388,795
当中間期末残高	7,336,078
純資産合計	
当期首残高	6,947,283
当中間期変動額	
中間純利益	388,795
当中間期変動額合計	388,795
当中間期末残高	7,336,078

重要な会計方針

項目	当中間会計期間
	[自]平成24年 4月 1日
	[至]平成24年 9月30日
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 5年 器具備品 3～5年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 商標権 10年
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成24年 9月30日現在）	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。	
建物附属設備	25,514千
円	
器具備品	13,589千
円	
※ 2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。	

当座貸越極度額及び貸出コ ミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	- //
差引借入未実行残高	1,000,000 //

※ 4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間					
[自]平成24年 4月 1日					
[至]平成24年 9月30日					
※ 1 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額32,751千円が含まれております。 ※ 2 減価償却費は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>4,744千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>50千円</td></tr> </table>		有形固定資産	4,744千円	無形固定資産	50千円
有形固定資産	4,744千円				
無形固定資産	50千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間末（平成24年 9月30日現在）				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度	増 加	減 少	当中間会計
	期首			期間末
普通株式	2,100	—	—	2,100
2 自己株式に関する事項				
該当事項はありません。				
3 新株予約権等に関する事項				
該当事項はありません。				
4 配当に関する事項				
該当事項はありません。				

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	7,032,851	7,032,851	—
（２）未収委託者報酬	1,935,368	1,935,368	—
（３）未収運用受託報酬	535	535	—
（４）未収投資助言報酬	13,194	13,194	—
（５）未収収益	11,898	11,898	—
資産計	8,993,848	8,993,848	—
（１）未払金	905,219	905,219	—
（２）未払費用	474,052	474,052	—
負債計	1,379,271	1,379,271	—

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、
(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(1) セグメント情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(4) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

- （５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
該当事項はありません。

（一株当たり情報）

当中間会計期間	
[自]平成24年4月 1日	
[至]平成24年9月30日	
1株当たり純資産額	3,493,370.71円
1株当たり中間純利益金額	185,140.69円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間
	[自]平成24年4月 1日
	[至]平成24年9月30日
中間純利益（千円）	388,795
普通株式に係る中間純利益（千円）	388,795
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

（重要な後発事象）

平成24年11月30日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、平成24年12月4日に配当を実施しました。

なお、剰余金の配当に関する事項の概要は以下のとおりであります。

- ・ 決議日 平成24年11月30日
- ・ 配当額 総額6,328,000千円（1株につき3,013,333円）
- ・ 配当原資 利益剰余金
- ・ 基準日 平成24年3月31日
- ・ 効力発生日 平成24年12月4日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ① 名 称：みずほ信託銀行株式会社
- ② 資本金の額：247,369百万円（平成24年3月末現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社

- 名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社
- 資本金の額：50,000百万円（平成24年3月末現在）
- 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円 （平成24年3月末現在）	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
香川証券株式会社	555百万円 （平成24年3月末現在）	
静岡東海証券株式会社	600百万円 （平成24年3月末現在）	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円 （平成24年3月末現在）	
東武証券株式会社	420百万円 （平成24年3月末現在）	
マネックス証券株式会社	7,425百万円 （平成24年3月末現在）	
明和證券株式会社	511百万円 （平成24年3月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （平成24年3月末現在）	

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【その他】

- （1）目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があり、以下のとおり称することがあります。
「投資信託説明書（交付目論見書）」
「投資信託説明書（請求目論見書）」
- （2）交付目論見書の表紙もしくは表紙裏に、以下の内容等を記載することがあります。
 - ・当ファンドの委託会社ならびに受託会社に関する情報
 - ・当ファンドの詳細情報の入手方法
 - ・請求目論見書は販売会社に請求することにより販売会社から交付される旨
 - ・商品内容について重大な変更を行う場合には、当ファンドの受益者に対して事前に変更内容に対する意向を確認させていただく旨
 - ・投資信託の信託財産が受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられている旨
 - ・請求目論見書に当ファンドの信託約款が記載されている旨
- （3）目論見書の表紙に、ロゴマーク、イラストを使用すること、ファンドの形態（商品分類等）、目論見書の使用開始日、キャッチコピー等を記載することがあります。
- （4）有価証券届出書の記載内容について、図表等を付加ならびにグラフ化して記載することがあります。また、投資信託の特徴や仕組みなどの説明文章や図表などを、目論見書に記載することがあります。
- （5）有価証券届出書に（参考情報）として記載の運用実績につき、目論見書において最新の情報を記載することがあります。
- （6）請求目論見書の巻末に、当ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
- （7）目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年12月4日に剰余金の配当を実施している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。